

る資本の多寡などに応じて各々の社会的性格は異なる。だが本研究ではそうした差異にはこだわらず、子どもを上級学校に通わせることができる経済的ポテンシャルを持った人々の象徴として、新・旧中間層という概念を用いたい。また、彼らの存在形態に着目するならば、居住地域の地理的条件がその職業分布に投影されたと考えられる。本研究では、各地域の新・旧中間層の存在形態の差異を浮き彫りにしたい。

考察対象は南部の諸都市である。南部とは、1920年代当時、台南・高雄両州に管轄された地域であり、台南州嘉義街・台南市、高雄州高雄街・鳳山街・屏東街などが代表的な都市といえる<sup>7</sup>。これらの地域は、日本人が集住する「島都」台北市と台湾人の人口が圧倒的に多数を占める村落部との中間に位置し、日・台人の多様な協力関係や葛藤が顕在化しやすかった。その前提を準備したのが1920年の地方制度改正であった。同改正により、嘉義街や屏東街が地方庁所在地の地位から降格し、反対に、それまで地方庁所在地ではなかった打狗が高雄街と改称されて高雄州の「州都」となった。旧都の没落と新興都市の勃興というドラスティックな行政区画の再編は、地域振興策として学校設立運動などを惹起しやすい土壌を形成したと思われる。

## 1 中等学校大衆化の萌芽

台湾の教育状況は、共学制施行前と後とでどのように変化したのか。以下、中学校に焦点を当てて述べる。

第1次台湾教育令が制定された1919年当時、中学校およびそれに相当する学校として日本人向けには総督府台北中学校と総督府台南中学校、台湾人向けには公立台中高等普通学校（1915年に台湾人対象に設置された公立台中中学校の後身）があった。日本人向けの学校は日本内地の「中学校令」に準拠して5年制であったが、台湾人向けは4年制であった。当時は対象別に学校経費の出所も異なった。日本人向けの学校は「総督府」立、台湾人向けは「公立」とされたが、これは前者が国庫支弁、後者が地方税支弁<sup>8</sup>によることを意味する。

1921年、中等学校は対象の別なく所在地管轄州に移管された。1920年の5州2庁制導入に伴い施行された地方税制度が、5州で地方費区を撤廃し、中等学校経費を州財政から負担させることを規定したためである。中等学校の「州立」化は、対象別に異なった学校経費の出所を統一し、中等学校増加の前提となった。

1922年、第2次台湾教育令により共学制が実施されると、中学校は台北・台中・台南

7 本研究でいう地域とは、1920年の地方制度改正により「州都」に選定された地方都市、および旧庁制下では「庁都」であったが「州都」にはなり得なかった地方都市を指す。

8 1919年当時、地方税制度として地方費区が導入されていた。それは、1902年制定の「台湾地方税規則中改正」（律令第4号）に基づき、庁長により賦課・徴収された地方税を総督が三つの地方費区（第2地方費区が台東・花蓮港、第3が澎湖、残りはすべて第1）に分けて管理・編成するというシステムであった。当時の地方税とは、総督が地方事務を処理する名目で強制的に徴収した租税と考えるのが妥当であった。

の3市に各1校増設され、さらにそれまで中学校が未設であった新竹・高雄両街にも1校ずつ新設された。結果、中学校は5州すべての「州都」に普及したが、1922年に新・増設された実業学校は皆無であった。中等学校の「州立」化後、設置される学校の種類に対してある程度地域住民の意向が反映されたと考えるなら、台湾では全般的に普通教育志向が高かったことが推測できる。

共学制施行後、中学校の数は増加した。とはいえ、中学校に進学できた台湾人は割合的に少数であった。先行研究は、その原因を入学者を選抜する側の教育差別に求めている<sup>9</sup>。そうした指摘は誤りではないものの、入学難の原因として入学する側の事情も考慮すべきであり、そのためには中学校の支持基盤を量的に把握する必要がある。まず、植民地下台湾における職業分布を理解した上で、中学校の支持基盤について考えてみたい。表1は、1920年および30年実施の国勢調査をもとに、台湾在住男性有業者の職業別人口を民族別に示したものである。

表1 男性有業者の職業別人口（1920、30年）

	1920年				1930年				1920年を100として見た30年の数値(%)	
	日本人		台湾人		日本人		台湾人		日本人	台湾人
	人	%	人	%	人	%	人	%		
①農業	2,815	3.0	757,917	42.5	3,474	2.8	860,613	39.3	123	114
②水産業	1,456	1.6	27,007	1.5	1,617	1.3	25,916	1.2	111	96
③鉱業	1,187	1.3	15,629	0.9	411	0.3	16,970	0.8	35	109
④工業	17,384	18.8	84,568	4.7	13,796	11.1	95,832	4.4	79	113
⑤商業	9,567	10.3	83,600	4.7	11,043	8.9	129,372	5.9	115	155
⑥交通業	7,466	8.1	35,428	2.0	8,360	6.7	48,677	2.2	112	137
⑦公務、自由業	23,751	25.7	23,811	1.3	34,511	27.7	34,260	1.6	145	144
⑧家事使用人	37	0.0	1,330	0.1	32	0.0	1,526	0.1	86	115
⑨其ノ他ノ有業者	227	0.2	72,337	4.1	2,600	2.1	53,545	2.4	1145	74
⑩無業	28,686	31.0	680,009	38.2	48,900	39.2	925,673	42.2	170	136
無業中「収入ニ依ル者」	548	0.6	25,486	1.4	878	0.7	11,352	0.5	160	45
①～⑩合計	92,576	100.0	1,781,636	100.0	124,744	100.1	2,192,384	100.1	135	123

出典：『大正九年十月一日第一回台湾国勢調査集計原表（州庁ノ部）』および『昭和五年国勢調査結果表（全島編）』をもとに作成。

注1：資料では種別として「内地人」・「本島人」の語が用いられている。だが本研究では前者を「日本人」、後者のうち漢族系住民を「台湾人」と表記しているため、本表もその呼称で統一する。本表の「台湾人」の中に先住民を含む。

注2：1920年調査の職業分類と30年調査の職業分類に一部相違があるため、30年の職業分類に即して、20年の「農業」・「水産業」・「鉱業」・「工業」・「商業」・「交通業」・「其ノ他ノ有業者」の8業種の「本業従属者」を「無業」に分類した。

注3：構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはならない。

注4：構成比において、四捨五入して0.1に満たないものについては「0.0」と表記している。

9 1922年から35年までを見ると、日本人の場合、中学校入学志願者に対する入学者の割合がおよそ2人に1人であるのに対し、台湾人の場合は5～7人に1人という高い倍率を示していた（藤井前掲『1920年代台湾における中等・高等教育と地域社会』51頁）。

10 陳培豊『「同化」の同床異夢』（三元社、2001年）185頁など。

1920年の国勢調査の結果を見ると、民族別に職業分布が偏っていることがわかる。日本人の場合、「無業」を除き「公務、自由業」が多く、その後に「工業」、「商業」と続く。「農業」・「水産業」・「鉱業」の3業種は極めて少ない。他方、台湾人男性の場合、「農業」の1業種だけで全体の40%以上にのぼり、「公務、自由業」の人口比に占める割合はわずか1%強という少なさである。

1930年の国勢調査の結果を20年と比較すると、日本人の職業別人口の割合については、「其ノ他ノ有業者」（日傭など）が激増している。これは、1920年代後半以降顕著となる経済不況の影響と密接な関連があると思われる。また、「工業」が減り、「無業」が増えたことも目立つ。

台湾人に関しては、①「商業」と「公務、自由業」が増加していること、②「農業」の人口比に占める割合が減っていること、③「無業」中の「収入ニ依ル者」が激減していることの3点が注目できる。表1右端に示したデータであらためて確認すると、1930年の台湾人男性有業者全体は20年と比べて123に増加し、これを上回るのが「商業」（155）と「公務、自由業」（144）である。逆に、「農業」（114）は平均値の123を下回り、「無業」中の「収入ニ依ル者」に至っては45しかない。ここから、1920年代の台湾人社会では、「農業」や「無業」中の「収入ニ依ル者」（その多くは地主と考えられる）の中から、「商業」や「公務、自由業」などへの転業者が現れつつあったと連想できる。その割合は人口比から見れば2～3%にすぎないとしても、絶対数では数万人単位で存在し、決して看過できない動向だったといえる。

では、子どもを中学校に通わせたのは主にどの業種であったのか。表2は、1917年の公立台中中学校の生徒保護者の職業を、国勢調査上の職業分類に即して示したものである。

表2 公立台中中学校生徒保護者の職業（1917年）

	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公・自	家事	其ノ他	無業	計
人	119	2	0	7	76	0	40	0	3	43	290
(%)	(41.0%)	(0.7%)	(0.0%)	(2.4%)	(26.2%)	(0.0%)	(13.8%)	(0.0%)	(1.0%)	(14.8%)	(99.9%)

出典：『台湾公立台中中学校要覧』（1917年10月調査）をもとに作成。

注1：「公・自」は「公務、自由業」、「家事」は「家事使用人」、「其ノ他」は「其ノ他ノ有業者」の略。

注2：資料では「父兄」という言葉が用いられているが、本表では「保護者」と表記した。

注3：表1（注3）・（注4）と同様。

保護者の職業としては「農業」が41%と多数を占め、それに「商業」、「無業」、「公務、自由業」が続く。表2作成に際して参照した『台湾公立台中中学校要覧』には、「戸別父兄資産別調」も記載されており、それによると生徒290人中1万円以上の資産を有する家庭の出身者は216人（全体の約75%）であった<sup>11</sup>。ちなみに、1917年の『台湾総督府統計書』には、台湾人男性「農作」従事者の日給は最も高い基隆で0.8円とされている<sup>12</sup>。このことも考え合わせると、公立台中中学校の生徒保護者は「農業」と記録されていても、地主的

11 『台湾公立台中中学校要覧』（1917年10月調査）41頁。

12 『台湾総督府第二十一統計書』（1917年）506頁。

な立場の人が多かったと推測できる。

共学制施行後、こうした状況はどのように変化したのか。表3は、1934年の台南州立嘉義中学校（1924年新設）生徒保護者の職業を、国勢調査上の職業分類に即して表している。生徒（日本人225人・台湾人238人）保護者の民族別内訳は不明である。

表3 台南州立嘉義中学校生徒保護者の職業（1934年）

	農業	水産業	鉱業	工業	商業	交通業	公・自	家事	其ノ他	無業	計
人	34	0	0	23	170	0	162	5	0	69	463
(%)	(7.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.0%)	(36.7%)	(0.0%)	(35.0%)	(1.1%)	(0.0%)	(14.9%)	(100.0%)

出典：台南州立嘉義中学校校友会編『校友会雑誌』創立十周年記念号（1934年）をもとに作成。

注1：表1（注4）および表2（注1）・（注2）と同様。

表3は表2から17年が経過している。表2と比べると、「無業」の全体に占める割合に大きな変化はないが、「農業」が大きく減少したのとは逆に、「商業」と「公務、自由業」が増加した点が目立つ。一部の調査結果から確定的な結論を導くには慎重でなければならないが、二つの表の比較を通して、子どもを中学校に通わせる台湾人の社会的属性が、地主を中心としたものから「商業」や「公務、自由業」を中心としたものへと変化しつつあった状況がうかがえる。

こうした状況は、表1で見た台湾社会全般における職業別人口構成の変化とも整合する。以上、表1から表3の分析を通じて、1920年代から30年代にかけて、台湾人の中に「農業」または「無業」から「商業」や「公務、自由業」へ転身しつつあった人が数万人単位で存在し、彼らが中学校入学希望者の輩出母体となり進学圧力を高めたことが推論できる。

1921年、前年の地方税制度改正を受けて中等学校が州に移管され、各州が地域の事情に即して中等学校設置を決定することがある程度可能となった。翌1922年、共学制施行に伴い中学校が増やされた。共学制の下で台湾人の中学校入学は相対的に困難であったが、それは入学者を選抜する側の教育差別に加え、台湾人側にも中等以上の教育を求める職業層が厚みを増しつつあったためと考えられる。中等学校の大衆化が徐々に進行する中で、一部の地域では初等後の教育機関誘致が大きな課題として浮上していた。次章に具体例を見てみたい。

## 2 地域における学校設立運動の様相

学校設立運動が起こった背景には中等学校の需要の高まりがあったが、そのほかの要因として地方制度改正の影響も考慮しなければならない。

1920年の地方制度改正に伴う地方税制度改正により、州市街庄が教育費を含む一部の費目を負担することが定められ、各地域は公共事業遂行のために一定の財源確保に責任を負うことになった。「州都」はインフラ整備の対象となりやすく、それにより人と物が集中し税収が豊富になるという循環が作りやすい。だがその他の地域で、そうした状況を